

枕崎市地域の魅力創出検討事業支援業務委託（畜産施設跡地
活用民間活力導入可能性調査委託）仕様書

1. 業務名

枕崎市地域の魅力創出検討事業支援業務委託（畜産施設跡地活用民間活力導入可能性調査委託）

2. 業務概要・目的

本市南西部に位置する火之神地区一帯（箇所については、別紙位置図を参照。以下、「当該土地」と言う。）については、本市の一大景勝地である火之神公園へのアクセス道路に面しているという立地面に鑑み、今後有効的な活用を図ることで、近年キャンプ客の増加などで賑わう火之神公園との相乗効果などにより、市民の憩いの場になるとともに、市外から多数の誘客が図られる場にもなり得るなど、地域の活性化と関係人口の創出・拡大に繋がる、様々な地域課題の解決に向けた大きなポテンシャルを秘めているものと考えられる。

当該土地は、先行して実施した市職員と市民のワークショップによる検討結果において、「賑わいと潤いのあるウォーターフロント空間」につなげるための将来ビジョンを描いたところである。

この「枕崎市地域の魅力創出検討事業」では、上記の将来ビジョンを具現化していくため、同地区内において長年未活用のままとなっている畜産施設跡地の利活用事業（施設整備・運営・維持管理等）に関し、民間事業者への意向調査など民間活力の活用手法の導入可能性に向けた検討・調査を実施していく。

この検討・調査の結果を、本市の地域資源を活用した、地域の課題解決と活性化に向けた基本計画策定の基礎とするため、事業の円滑な推進に向け、その検討過程における業務を委託する。

3. 業務内容

(1) 前提条件の整理

本業務の実施にあたり、これまでの検討経緯、関連計画、関連法令、周辺状況、制約条件等の各種状況把握と条件等の整理を行い、今後の調査・検討のための基礎資料としてとりまとめる。

① 社会的条件、法規制等の調査

- ・ 基本的な条件や法規制等を調査する。

② 現地現況調査

- ・ 対象土地、隣接土地及び施設の現況を確認し、課題を整理する。

③ 事例把握と課題の整理

- ・ 周辺地域の状況等前提条件となる基本事項を整理する。
- (2) 市民・関係機関等の意向調査
- ①市民のニーズ調査
 - ・ 市民アンケート、ヒアリング調査やワークショップを実施し、市民のニーズや導入したいアイデア等を整理・調整する。
 - ・ 調査対象の抽出、調査票の作成、調査実施、調査結果の集計、分析
 - ② 関係団体・民間企業等への意向調査
 - ・ 事業スキームに応じ関係団体や民間事業者（設計、建設、維持管理、運営、金融機関等）の参画意向に関する調査を実施し、事業を実施する際の関心度や実施にあたっての条件等を把握・整理する。
 - ③ トライアルサウンディング（社会実験）の実施
 - ・ 当該土地において、地元民間事業者等を中心としながら各種事業の開催や、周辺地域との連携イベント等の社会実験をトライアルサウンディングとして実施し、その結果を事業手法や事業スキームに反映させる。
- (3) 官民連携導入可能性調査
- 畜産施設跡地の将来的な利活用事業（施設整備・運営・維持管理）に関し、上記の(1)、(2)の実施結果を踏まえ、施設整備やゾーニング等のモデル案を作成し、民間活力の活用手法の導入可能性に向けた検討・調査を実施する。
- ① 導入機能及び条件の検討
 - ・ 本事業に最適と考えられる導入機能を整理する。
 - ② 事業実施方針の検討
 - ・ 想定される施設における民間手法の抽出や事業方式、事業期間等の検討を行う。
 - ③ ロードマップの作製
 - ・ 事業実施に向けたロードマップを作製する。
- (4) 事業推進体制の構築支援
- ① 推進協議会等の開催
 - ・ 庁内の事業推進に係る連絡体制の構築・運営の支援
 - ② 官民連携セミナー開催
 - ・ 官民連携事業に係る市民、関係団体に対する説明会の開催
- (5) 事業実施方針の策定
- ① 基本構想の策定
 - ・ 先行して実施した市職員と市民のワークショップによる将来ビジョンを活かし、本業務の前提条件の整理等を踏まえて市の方針を整理したもの。

② 基本計画（素案）

- ・ 本業務による調査結果等を具体的な計画として整理したもの。

4. 履行期間

契約日の翌日から令和7年3月28日まで

5. 成果物

履行期間内に、以下のものを提出すること。また、業務報告書の内容については、委託者と受託者で協議の上、決定するものとする。

- ① 業務報告書、その他資料等の参考資料一式 1部
- ② 基本構想 1部
- ③ 基本計画（素案） 1部
- ④ 上記①～③の電子データ一式

※ 電子媒体については、PDF及び加工可能なデータ（Word、Excel等）で作成したもの。

なお、履行期間中であっても一部業務について、部分的な業務報告書等の提出を求める場合がある。

6. 注意事項

(1) 法令等の順守

受託者は、業務を行うにあたり、関係法令を遵守すること。

(2) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、委託業務を一括して第三者に委託することができない。ただし、委託業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、市と協議のうえ、業務の一部を委託することができる。

(3) 個人情報の取り扱い

業務を行うにあたり個人情報を取り扱う場合には、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」を遵守し、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

(4) 秘密の保持

受託者は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

(5) 知的財産権の取扱い

受託者は、委託業務の実施のために必要な事業者が従前より有する知的財産権、あるいは第三者が有する知的財産権については、当該権利の利用にあたり支障のないよう

書面により確認しなければならない。書面による確認がない場合に、以後何らかの問題が発生した場合は、受託者の責任により対処することとする。

(6) 成果品等の帰属

委託業務により作成された成果品及びその過程のデータの所有権は、市に帰属するものとする。受託者は、市の承諾なく成果品及びその過程のデータを他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

(7) 付帯業務

本業務に付随して当然必要と認められるものについては、受託者の責務において完了すること。

(8) 損害賠償

本業務において生じた事故及び第三者に与えた損害は、委託者の責に帰すべきものを除き、すべて受託者の責任により解決すること。

(9) 協議事項

本仕様書に明示なき事項又は業務上疑義が発生した場合は、両者協議により業務を進めるものとする。

(10) その他

災害、疫病等の不可抗力により業務の遂行が困難な場合は、委託者と協議の上、業務の中止、延期、縮小など必要な変更を行うものとする。